

税

地方税法の一部改正に伴い、市税条例が改正されました

市民税

平成18年度分から適用
▼均等割・所得割の非課税限度額の引下げ
均等割の非課税限度額
 ・改正前
 28万円×家族数＋加算額17万6千円
 ・改正後
 28万円×家族数＋加算額16万8千円
 (注) 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算。家族数は、(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族)の合計

所得割の非課税限度額

・改正前
 35万円×家族数＋加算額35万円
 ・改正後
 35万円×家族数＋加算額32万円
 (注) 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算。家族数は、(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族)の合計

平成19年度分から適用

▼所得割の税率の見直し
 ・改正前
 課税総所得金額が、
 200万円以下の金額 3%
 200万円を超える金額 8%
 700万円を超える金額 10%
 ・改正後
 一律 6%
 ※参考 改正後の県民税の税率は、一律4%です。

人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

所得税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の額を減額する。

・課税所得金額が200万円以下の者は、(ア)または(イ)のいずれか少ない額の3%
 (ア) 人的控除額の差の合計額
 (イ) 個人市民税の課税所得金額
 ・課税所得金額が200万円超の者の人的控除額の差の合計額、(個人市民税の課税所得金額、200万円)×3%
 ※ただし、算定した額が1、500円未満の場合は、1、500円とする。

▼定率減税の廃止
 ・平成18年度をもって廃止する。
▼分離課税等に係る個人市民税の税率割合等の見直し
 ・分離課税等に係る税率割合等を県民税(4%)および市民税(6%)の割合に合わせ、次のとおりとする。(ア)からケまで、コおよびサに係る改正は平成19年度分からの個人市民税について、シに係る改正は平成20年度分からの個人市民税について適用する。
 (ア) 土地、建物等の長期譲渡所得

・改正前
 3.4%
 ・改正後
 3%
 (イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
譲渡益2、000万円以下の部分
 ・改正前 2.7%
 ・改正後 2.4%
譲渡益2、000万円超の部分
 ・改正前 3.4%
 ・改正後 3%
 (ウ) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得
特別控除後の譲渡益6、000万円以下の部分
 ・改正前 2.7%
 ・改正後 2.4%
特別控除後の譲渡益6、000万円超の部分
 ・改正前 3.4%
 ・改正後 3%
 (エ) 土地、建物等の短期譲渡所得
 ・改正前 6%
 ただし、国等に対する譲渡については
 3.4%
 5.4%
 ・改正後
 3%
 (オ) 株式等に係る譲渡所得等
 ・改正前 3.4%
 ・改正後 3%
 (カ) 上場株式等に係る譲渡所得等

・改正前 2%
 ・改正後 1.8%
 (キ) 先物取引等に係る雑所得等
 ・改正前 3.4%
 ・改正後 3%
 (ク) 土地の譲渡等に係る事業所得等
 ・改正前 9%
 ・改正後 7.2%
 (ケ) 肉用牛の売却による事業所得
 ・改正前 1%
 ・改正後 0.9%
 (コ) 配当控除における控除率
 ・改正前 2%
課税総所得金額1、000万円超の部分
 ・改正後 1%
 0.5%
 0.5%
 1%
 0.5%
課税総所得金額1、000万円超の部分
 ・改正後 0.8%
 0.4%
 0.8%
 0.4%
 0.2%
 0.4%
 0.2%
 (サ) 外国税額控除における控除限度額
 ・改正前 20%